



弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第41号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただきます。

.....

昨年12月、当事務所の中務正裕弁護士が事務所代表・マネージングパートナーに就任いたしました。1968年の事務所開設以来55年の長きにわたりクライアントの皆様からいただいていた信頼の礎を守り、新しい体制のもと、より一層皆様のニーズに適切に対応させていただくよう所属弁護士一同、全力を尽くしてまいります。

中務嗣治郎弁護士、岩城本臣弁護士、森真二弁護士、加藤幸江弁護士につきましてはパートナーを退任し、シニアカウンセラー弁護士として業務いたします。

引き続きどうぞよろしくお願いたします。

.....

『人事／労務シリーズ』 第1回(採用内定)

ビジネスを成功させるにはその企業の人材の活躍が非常に重要です。コンプライアンスが浸透してきた昨今、ご担当者の皆様におかれては、日々、従業員の皆様が気持ちよく勤務ができるための環境作りにご尽力されていることと思います。

令和2年以降、COVID-19の感染が拡大し、テレワークの普及、デジタル化等、企業の労務環境は目覚ましい変化を遂げました。労務を巡る問題も変化し、現場では新たな対応が求められています。

そこで、CLO メールマガジンでは新企画として『人事／労務シリーズ』を立ち上げました。同シリーズでは定期的に、労務を巡る問題点について、典型的な論点から最先端の議論まで網羅的にご紹介をいたします。ご担当者の皆様のご参考になれば幸いです。

さて、『人事／労務シリーズ』第1回では、採用内定をテーマとして、採用内定の法的性質や、労働契約の成立時期および採用内定取り消しが有効となる場合についてご紹介いたします。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・人事労務シリーズ 1(採用内定)

(<https://www.clo.jp/column/3704/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 河野 大悟 ([kawano\\_d@clo.gr.jp](mailto:kawano_d@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....